1、個人情報保護方針

鹿児島県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、診療報酬の審査支払業務、保険者事務の共同電算処理業務、保健事業等の事業、介護給付費の審査支払業務及び障害介護給付費の審査支払業務等を行うために、個人の診療内容等個人情報を中心とする重要かつ膨大な情報を取り扱っています。そのため、連合会は社会的な信用の失墜がないよう、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、重大な社会的責務と考えております。

連合会は、このような責務を十分果たしていくとともに、被保険者に信頼される連合会であり続けるため、「情報セキュリティポリシー」及び以下の基本的な方針に従い、個人情報の保護に努めてまいります。

- (1) 連合会は、個人情報の保護に関連する法令等の規定に従って個人情報の適正な取扱いを行っていくなど、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努めてまいります。
- (2) 連合会は、個人情報の利用目的を明確に定めるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取得し、利用及び提供するよう適正に個人情報を取り扱います。
- (3) 連合会が保有する個人情報は法令に基づく場合等の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に開示、提供することはありません。
- (4) 連合会は、個人情報の適正な管理のため、個人情報保護を推進する委員会を 置くとともに各組織に個人情報保護に関する責任者を配置する等の責任体制を 整備します。
- (5) 連合会は、個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して必要な教育研修等を実施するとともに適切な監督を行います。また、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう管理、監督します。
- (6) 連合会は、個人情報の安全性の確保のため、各種の基準・ガイドライン等を 参照しつつ、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び 漏えい等の予防並びに是正に努め合理的な安全管理措置を講じます。
- (7) 連合会は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談及び本人の申し出による個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除及び利用又は提供の拒否に対して相談窓口を設置し適切に対応します。
- (8) 連合会は、個人情報保護の一層の推進のため、管理体制、安全管理措置、その他必要な措置の継続的な改善に努めます。

2、個人情報の利用目的について

連合会が保有する個人情報の利用目的については、「個人情報の保護に関する 法律(平成15年5月30日法律第57号)」の趣旨に基づき、連合会事業の範囲内にお いて適正に利用することとし、その利用目的を次のとおり公表いたします。

- (1) 医療保険の審査・支払に関するもの
 - ・診療報酬明細書(レセプト)の審査
 - ・保険者等への診療報酬の請求
 - ・医療機関等への診療報酬の支払
 - ・診療報酬明細書(レセプト)データの電算処理等
- (2) 療養費に関するもの
 - ①柔道整復施術療養費の審査・支払に関するもの
 - 支給申請書の審査
 - ・保険者等への施術療養費の請求
 - ・柔道整復師等への施術療養費の支払
 - ・支給申請書データの電算処理等
 - ②療養費の審査に関するもの
 - ・療養費に関する審査
 - ・特別療養費に関する審査
 - ・海外療養費に関する審査
 - ③あはき療養費の審査・支払に関するもの
 - ・ 支給申請書の審査
 - ・保険者等への施術療養費の請求
 - ・施術者への施術療養費の支払(国保のみ)
- (3) 出産育児一時金等の支払いに関するもの
 - ・医療機関等への一時金の支払い
- (4) 風しんの追加的対策事業に関するもの
 - ・医療機関への抗体検査費用及び予防接種費用の支払い
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種に関するもの
 - ・新型コロナウイルスワクチン接種費用の支払い
- (6) 保険者事務の共同処理に関するもの
 - ・第三者行為求償事務(損保会社等への診療報酬明細書・介護給付費明細書のコピーの提出を含む)
 - ・診療報酬明細書の資格リストの作成
 - ・高額療養費・高額医療費対象世帯リストの作成
 - ・退職者医療受給権者リストの作成
 - 医療費通知書等の作成
 - ・被保険者証(受給者証)の作成
- (7) 介護保険の審査・支払及び苦情処理に関するもの
 - ・介護給付費明細書の審査
 - ・受給者等からの苦情処理

- ・介護保険者等への介護報酬の請求
- ・介護サービス事業所等への介護報酬の支払
- ・介護給付費明細書データの電算処理等

(8) 障害介護等給付費の審査支払に関するもの

- ・障害介護等給付費に関する請求情報の点検
- ・県及び市町村への障害介護等給付費の請求
- ・障害福祉サービス事業者等への障害介護等給付費の支払
- ・障害介護等給付費に関する請求情報データの電算処理等

(9) 保健事業に関すること

- ・保健事業関連資料の分析及び資料作成
- ・生活習慣病対策等事業推進のための資料作成
- ・ 医師等の斡旋事業
- ・特定健診受診者リスト及び受診データの作成
- ・特定健診情報提供者リストの作成
- ・国保データベースKDBシステムにおける帳票作成

(10) その他

- ・ 研修事業及び各種表彰の実施
- ・会員名簿の作成及び印刷並びに関係機関への配布

3、 個人情報の第三者提供について

連合会は個人情報について、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく以下の場合は、本人の同意を得ずに第三者提供を行うことがあります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4、個人情報の委託について

連合会は利用目的を達成する上で必要最低限の範囲に限定し、業務処理などのため個人情報を委託する場合があります。その場合、連合会は委託先について個人情報保護の水準を満たしている者のみを選定し、適切な管理・監督を行います。

5、個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除及び利用又は提供の拒否 について

連合会の保有個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除及び利用又は提供の拒否(以下「開示等」という。)については、連合会総務課までお問い合わせください。

なお、法令に基づき以下に掲げる事項に該当する場合は、開示等に応じることはできませんので、ご了承ください。

- (1)本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 連合会業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

また、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、介護給付費明細書、給付管理票、介護保険主治医意見書作成料請求書、介護給付費・訓練等給付費等明細書、特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書、障害児施設給付費等明細書、利用者負担上限額管理結果票、契約內容報告書、サービス提供実績記録票、サービス利用計画作成費請求書、療養費支給申請書、医療費支給申請書、医療費請求書、乳幼児医療費自己負担額支払明細個票、ひとり親家庭等医療費自己負担額支払明細個票、出産育児一時金等代理申請・受取請求書、風しんの抗体検査受診票・風しんの第5期の定期接種予診票、新型コロナウイルスワクチン接種の予診票、特定健康診査・特定保健指導に係るデータ等については、保険者(市町村及び国保組合)等の保有個人情報であり、連合会では開示等の取扱いはできませんので、直接、当該保険者等にお問い合わせください。

6、個人情報の取扱い等に関するお問い合わせについて 連合会における個人情報の取扱いに関する苦情・相談及び開示等については、 下記までご連絡ください。

『ご相談窓口』

7890 - 0064

鹿児島市鴨池新町7-4 (県市町村自治会館内)

鹿児島県国民健康保険団体連合会 総務課

TEL 099-206-1028

FAX 099-206-1068

Email k-so-kai303@kagoshima.kokuhoren.jp

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00 (国民の祝日に関する法律に規定する日並びに12月29日から1月3日を除く)

令和5年4月1日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

理事長 前 田 祝 成